

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年11月14日

【中間会計期間】 第79期中(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

【会社名】 株式会社R I S E

【英訳名】 RISE Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 芝辻 直基

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目16番11号  
愛宕イーストビル3階

【電話番号】 03(6632)0711(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 山口 達也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目16番11号  
愛宕イーストビル3階

【電話番号】 03(6632)0711(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 山口 達也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第78期 中間連結会計期間	第79期 中間連結会計期間	第78期
会計期間		自令和5年4月1日 至令和5年9月30日	自令和6年4月1日 至令和6年9月30日	自令和5年4月1日 至令和6年3月31日
売上高	(百万円)	170	186	349
経常利益又は経常損失( )	(百万円)	7	17	13
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失( )	(百万円)	18	0	11
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	18	0	11
純資産額	(百万円)	2,042	2,049	2,049
総資産額	(百万円)	2,318	2,275	2,300
1株当たり中間(当期)純損失 ( )	(円)	0.95	0.81	1.66
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	88.1	90.1	89.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	30	7	18
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2	10	58
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	16	16	32
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	830	888	886

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、經理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当中間連結会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染症拡大による影響は沈静化しており落ち着きを見せておりますが、ウクライナ情勢、中東情勢及び中国経済の今後の成行き等によるエネルギー資源や原材料の価格高騰等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、不動産賃貸事業と不動産管理事業を収益の柱として事業を推進しております。不動産賃貸事業売上高は前中間連結会計期間より、5百万円増加し85百万円、不動産管理事業売上高は10百万円増加し100百万円となり、売上高合計では16百万円増加し186百万円となっております。これにより売上総利益は154百万円となりました。販売費及び一般管理費は人件費及び修繕費が減少した事等により前中間連結会計期間より10百万円減少しております。営業損益は17百万円の営業利益となり、経常損益は17百万円の経常利益となっております、いずれも前中間連結会計期間より24百万円改善しております。固定資産売却益1百万円、法人税等合計額を19百万円計上しており、この結果、親会社株主に帰属する中間純損失は0百万円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績は、不動産賃貸事業売上高85百万円（前中間連結会計期間は80百万円）、不動産管理事業売上高100百万円（前中間連結会計期間は90百万円）、売上高合計186百万円（前中間連結会計期間は170百万円）、売上総利益154百万円（前中間連結会計期間は140百万円）、営業利益17百万円（前中間連結会計期間は6百万円の営業損失）、経常利益17百万円（前中間連結会計期間は7百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する中間純損失0百万円（前中間連結会計期間は18百万円の親会社株主に帰属する中間純損失）となりました。

セグメント別の経営成績の状況は、以下のとおりであります。

#### 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業では、売上高は前中間連結会計期間と比べ5百万円増加しました。また、修繕費が減少した事等によりセグメント損益は前中間連結会計期間と比べ14百万円改善しました。

以上の結果、売上高85百万円（前中間連結会計期間は80百万円）、セグメント損失4百万円（前中間連結会計期間は19百万円の損失）となりました。

#### 不動産管理事業

不動産管理事業では、売上高は管理受託物件の入替がありましたが、全体で管理受託物件数の増加となり前中間連結会計期間と比べ10百万円増加しました。セグメント損益は前中間連結会計期間と比べ11百万円改善しております。

以上の結果、売上高100百万円（前中間連結会計期間は90百万円）、セグメント利益51百万円（前中間連結会計期間は39百万円の利益）となりました。

(2) 財政状況の分析

当中間連結会計期間末における総資産は2,275百万円となり、前連結会計年度末に比べて25百万円減少しました。流動資産は、現金及び預金が1百万円、未収収益が2百万円、その他流動資産が3百万円それぞれ増加したこと等により、前連結会計年度末に比べて7百万円増加し922百万円となりました。固定資産は、減価償却費を計上したこと等により23百万円、土地を売却したことにより9百万円それぞれ減少したこと等により前連結会計年度末に比べて全体で33百万円減少し1,352百万円となりました。

負債は225百万円となり、前連結会計年度末に比べて25百万円減少しました。これは、未払法人税等が6百万円増加しましたが、預り金が8百万円、長期借入金の一部返済により16百万円、繰延税金負債が土地を売却したことにより3百万円それぞれ減少したことが主な要因であります。

純資産は2,049百万円となり、前連結会計年度末に比べて0百万円減少しました。これは、親会社株主に帰属する中間純損失0百万円を計上し利益剰余金が減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は888百万円となりました（前連結会計年度末は、886百万円）。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は7百万円（前中間連結会計期間は、30百万円の支出）となりました。主な増加要因は、税金等調整前中間純利益18百万円の計上と非資金支出の減価償却費23百万円の計上であります。主な減少要因は、預り金の減少8百万円と法人税等の支払額16百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動の結果得られた資金は10百万円（前中間連結会計期間は、2百万円の支出）となりました。主な要因は、有形固定資産の売却による収入10百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動の結果支出した資金は16百万円（前中間連結会計期間は、16百万円の支出）となりました。長期借入金の一部返済による支出16百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

F R Eアセットマネジメント株式会社（連結子会社）は、下記のとおりアセット・アドバイザー契約を締結しております。

契約会社名	相手方の名称 （賃貸先）	契約名称	契約内容	契約期間
F R Eアセット マネジメント 株式会社 （子会社）	唐花合同会社	・アセット・アド バイザリー契約	・アセット・アド バイザリー契約	（契約締結日：令和6年8月23日） （期限の定めはない）（注）

（注） 30日前の予告で解約することができる。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	145,000,000
A種優先株式	20,000,000
計	165,000,000

###### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和6年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和6年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	96,013,277	96,013,277	東京証券取引所 スタンダード市場	(注) 1、2
A種優先株式	6,244,307	6,244,307	非上場	(注) 2、3
計	102,257,584	102,257,584		

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

2. 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めはしておりません。また、A種優先株式は定款の定めに基づき、以下に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

3. A種優先株式の内容は、次のとおりであります。なお、単元株式数は100株であります。

##### (1) 優先配当金

###### 優先配当金

当社は、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載されたA種優先株式を有する株主(以下、「本優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(もしあれば、以下、「本優先株質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下、「普通株質権者」という。)に先立ち、剰余金の配当を行う(以下、当該配当金を「優先配当金」という。)。A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、優先株式の発行価額に、それぞれの事業年度ごとに下記の配当率を乗じて算出した額とする(ただし、平成20年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金については、この額に、払込日から平成20年3月31日までの期間につき、1年365日とする日割計算を適用して算出される金額とし、A種優先株式の併合が行なわれる場合、優先配当金の額は併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。)。優先配当金は、円未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、当社が下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

配当率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 450bps(bpsとは、利回り単位100分の1%)

日本円TIBOR(6ヶ月物)とは、各事業年度の末日の東京時間午前11時における日本円TIBOR(6ヶ月物)として、全国銀行協会によって算出され公表される数値を指すものとする。当該日に日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されない場合は、これに準ずるものと合理的に認められるものをを用いるものとする。

配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

###### 優先中間配当金

当社が中間配当を行う場合、当社は、本優先株主又は本優先株質権者に対して、普通株主または普通株質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり優先配当金の2分の1に相当する額を優先中間配当金として支払う。

###### 累積条項

ある事業年度において、本優先株主又は本優先株質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下、「累積未払優先配当金」)については、当該翌事業年度以降の剰余金の配当に際して、普通株主又は普通株質権者に対する剰余金の配当に先だて、支払われるものとする。

参加条項

普通株主又は普通株質権者に対して利益配当金(中間配当金を含む。)を支払うときは、本優先株主又は本優先株質権者に対し、1株につき普通株主又は普通株質権者と同額を優先配当金に加算して支払う。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配を行う場合には本優先株主又は本優先株式質権者に対して、普通株主又は普通株質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり500円(優先株式の併合が行なわれる場合、併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。)および累積未払優先配当金を支払う。

(3) 議決権

本優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、定時株主総会に先立つ取締役会において、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会より、累積未払優先配当金全額の支払いがなされるまでの間に開催される株主総会の終結の時まで、株主総会において議決権を有するものとする。

(4) 対価を当社の普通株式とする取得請求権

本優先株主は、平成20年7月31日以降、平成29年7月31日までの間、A種優先株式の全部又は一部を、A種優先株式1株につき普通株式数4株の割合でA種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。当該転換の効力は、別途当社が定める転換請求書その他必要書類が転換請求受付場所に到着したときに発生する。

A種優先株式発行後に、普通株式が発行された場合、A種優先株式および普通株式について株式の併合が行なわれた場合、ならびに普通株式について株式の分割が行なわれた場合、本優先株主による当該転換請求により優先株主が取得する普通株式数は、A種優先株式発行日の発行済普通株式総数および発行済A種優先株式総数と、普通株式の当該発行、A種優先株式もしくは普通株式の当該株式併合、または普通株式の当該株式分割による転換請求権行使日現在の普通株式数およびA種優先株式数との変動比率と同じ比率で、増減するものとする。本優先株主が取得する普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

A種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、転換の請求がなされたときに属する事業年度の始めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払うものとする。

当該取得請求権の行使期間は、平成29年7月31日をもって満了しております。

(5) 対価を金銭とする取得請求権

本優先株主は、平成20年7月31日以降、平成29年7月31日までの間、A種優先株式の全部又は一部を、当社に対して、A種優先株式1株につき500円(A種優先株式の併合が行なわれる場合、併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。)の割合で買い取ることを請求した場合、当社の取締役会決議による承認を経てA種優先株式を買い取る。かかるA種優先株式の取得請求権に基づく当社のA種優先株式の取得は、法令の範囲内の金額を限度とする。

当該取得請求権の行使期間は、平成29年7月31日をもって満了しております。

(6) 株式の併合又は分割

当社は、A種優先株式について株式の分割は行なわない。

(7) 譲渡制限

A種優先株式の譲渡につき、譲渡制限は定めない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和6年9月30日		102,257,584		100		85

(5) 【大株主の状況】

令和6年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ヨウテイホールディングス合同 会社	東京都港区西新橋1丁目1-1	55,211	53.99
小松 稔	長野県塩尻市	3,797	3.71
山田 祥美	東京都中野区	1,300	1.27
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	1,029	1.01
株式会社チンタイバンク	長野県塩尻市大字広丘吉田1044-2	884	0.87
RBC CAPITAL MARKETS, LLC-2 (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	THREE WORLD FINANCIAL CENTER, 200 VESEY STREET, 5TH FLOOR NEW YORK, 10281 NY, USA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	875	0.86
未澤 多津子	香川県観音寺市	742	0.73
増淵 雅人	宮城県仙台市泉区	725	0.71
藤原 正樹	静岡県熱海市	700	0.68
田辺 明	大阪府羽曳野市	570	0.56
計		65,835	64.38

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

令和6年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権に対する 所有議決権数 の割合(%)
ヨウテイホールディングス合同 会社	東京都港区西新橋1丁目1-1	552,110	54.00
小松 稔	長野県塩尻市	37,974	3.71
山田 祥美	東京都中野区	13,000	1.27
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	10,294	1.01
株式会社チンタイバンク	長野県塩尻市大字広丘吉田1044-2	8,848	0.87
RBC CAPITAL MARKETS, LLC-2 (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	THREE WORLD FINANCIAL CENTER, 200 VESEY STREET, 5TH FLOOR NEW YORK, 10281 NY, USA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	8,750	0.86
未澤 多津子	香川県観音寺市	7,428	0.73
増淵 雅人	宮城県仙台市泉区	7,253	0.71
藤原 正樹	静岡県熱海市	7,000	0.68
田辺 明	大阪府羽曳野市	5,700	0.56
計	-	658,357	64.39

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和6年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 6,244,300	62,443	「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)(注)1	普通株式 96,007,000	960,070	同上
単元未満株式 (注)2	A種優先株式 7		同上
	普通株式 6,277		同上
発行済株式総数	102,257,584		
総株主の議決権		1,022,513	

- (注) 1 第72回および第73回定時株主総会に先立つ取締役会において、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分の決議がなされていないため、平成30年6月22日開催の第72回定時株主総会より議決権を有しております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,800株(議決権の数48個)含まれております。
- 3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式65株が含まれております。

【自己株式等】

令和6年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(注) 当社所有の自己株式65株はすべて単元未満株式であるため、上記には含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

## 1 【中間連結財務諸表】

## (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	886	888
棚卸資産	1 0	1 0
未収収益	23	25
その他	4	8
流動資産合計	915	922
固定資産		
有形固定資産		
建物	955	955
減価償却累計額	773	796
建物（純額）	181	158
土地	1,180	1,171
その他	31	30
減価償却累計額	30	29
その他（純額）	0	0
有形固定資産合計	1,363	1,330
無形固定資産	0	0
投資その他の資産	2 22	2 21
固定資産合計	1,385	1,352
資産合計	2,300	2,275

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1	0
1年内返済予定の長期借入金	32	32
未払費用	7	5
前受収益	10	10
預り金	10	1
未払法人税等	16	22
未払消費税等	5	5
賞与引当金	5	5
流動負債合計	88	83
固定負債		
長期借入金	43	27
退職給付に係る負債	4	4
役員退職慰労引当金	17	19
繰延税金負債	48	45
その他	48	45
固定負債合計	162	141
負債合計	250	225
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	2,072	2,072
利益剰余金	123	123
自己株式	0	0
株主資本合計	2,049	2,049
純資産合計	2,049	2,049
負債純資産合計	2,300	2,275

## (2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
売上高		
不動産賃貸事業売上高	80	85
不動産管理事業売上高	90	100
売上高合計	170	186
売上原価	30	32
売上総利益	140	154
販売費及び一般管理費	147	136
営業利益又は営業損失( )	6	17
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
償却債権取立益	0	0
その他	0	0
営業外収益合計	0	0
営業外費用		
支払利息	1	0
雑損失	-	0
営業外費用合計	1	0
経常利益又は経常損失( )	7	17
特別利益		
固定資産売却益	-	1
特別利益合計	-	1
特別損失		
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	-	0
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失( )	7	18
法人税、住民税及び事業税	11	22
法人税等調整額	-	3
法人税等合計	11	19
中間純損失( )	18	0
親会社株主に帰属する中間純損失( )	18	0

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
中間純損失( )	18	0
中間包括利益	18	0
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	18	0
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

## (3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失( )	7	18
減価償却費	23	23
貸倒引当金の増減額( は減少)	0	0
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	0	0
賞与引当金の増減額( は減少)	0	0
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	1	1
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	1	0
固定資産除却損	-	0
固定資産売却損益( は益)	-	1
棚卸資産の増減額( は増加)	0	0
仕入債務の増減額( は減少)	2	1
未払又は未収消費税等の増減額	1	0
未払費用の増減額( は減少)	0	1
前受収益の増減額( は減少)	1	0
預り金の増減額( は減少)	3	8
預り敷金及び保証金の増減額( は減少)	6	-
その他	1	7
小計	21	24
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	1	0
法人税等の支払額	51	16
営業活動によるキャッシュ・フロー	30	7
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	2	0
有形固定資産の売却による収入	-	10
貸付金の回収による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	2	10
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	16	16
財務活動によるキャッシュ・フロー	16	16
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	49	1
現金及び現金同等物の期首残高	879	886
現金及び現金同等物の中間期末残高	830	888

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

1 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
原材料及び貯蔵品	0百万円	0百万円

2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当中間連結会計期間 (令和6年9月30日)
投資その他の資産	53百万円	53百万円

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
役員報酬	32百万円	32百万円
給与手当	26百万円	25百万円
退職給付費用	0百万円	0百万円
租税公課	3百万円	3百万円
外注作業費	20百万円	20百万円
支払手数料	14百万円	16百万円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
現金及び預金勘定	830百万円	888百万円
現金及び現金同等物	830百万円	888百万円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	報告セグメント	合計
	不動産管理事業	
一時点で移転される収益	-	-
一定の期間にわたって移転される収益	90	90
外部顧客への売上高	90	90

各セグメントの収益の分解情報とセグメント情報に記載した「外部顧客への売上高」との関係は以下のとおりであります。

なお、その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(単位:百万円)

	不動産賃貸事業	不動産管理事業	合計
顧客との契約から生じる収益	-	90	90
その他の収益	80	-	80
外部顧客への売上高	80	90	170

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	報告セグメント	合計
	不動産管理事業	
一時点で移転される収益	-	-
一定の期間にわたって移転される収益	100	100
外部顧客への売上高	100	100

各セグメントの収益の分解情報とセグメント情報に記載した「外部顧客への売上高」との関係は以下のとおりであります。

なお、その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(単位:百万円)

	不動産賃貸事業	不動産管理事業	合計
顧客との契約から生じる収益	-	100	100
その他の収益	85	-	85
外部顧客への売上高	85	100	186

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額(注) 1	中間連結 損益計算書 計上額(注) 2
	不動産賃貸事業	不動産管理事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	80	90	170		170
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	80	90	170		170
セグメント利益 又は損失( )	19	39	19	26	6

(注) 1. 「調整額」の区分は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額(注) 1	中間連結 損益計算書 計上額(注) 2
	不動産賃貸事業	不動産管理事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	85	100	186		186
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	85	100	186		186
セグメント利益 又は損失( )	4	51	46	28	17

(注) 1. 「調整額」の区分は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日)
1株当たり中間純損失( )	0円95銭	0円81銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失( )(百万円)	18	0
普通株主に帰属しない金額(百万円)	72	77
(うち優先株式配当金)	(72)	(77)
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 ( )(百万円)	91	77
普通株式の期中平均株式数(千株)	96,013	96,013

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

令和6年11月14日

株式会社R I S E  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井雄一郎  
業務執行社員

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社R I S Eの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社R I S E及び連結子会社の令和6年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手すると判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。